

## 反社会的勢力への対応に関する基本方針

とびあ浜松農業協同組合（以下「当組合」という。）は、事業を行うにつままして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

### （反社会的勢力との決別）

- 1 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

### （組織的な対応）

- 2 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

### （外部専門機関との連携）

- 3 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

以 上

※ 「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

「反社会的勢力」とは次のものをいう。

- (1) 継続的に違法行為を行い、また違法行為を行うことを示して企業や一般市民から金銭等の利益を得る団体および個人。具体的には次に例示されるものとする。
  - a 暴力団およびその構成員(含む準構成員)ならびに暴力団関係企業
  - b 政治団体、環境団体および同和団体等を装うもの
  - c 総会屋および整理屋
  - d 企業ゴロ、社会運動標ぼうゴロおよび政治活動標ぼうゴロ
  - e テロ組織ならびにマネーロンダリングを行う集団および個人
  - f ブラックジャーナリズム
- (2) 暴力、暴行を伴う要求、法的責任を超えた不当な要求を行う団体および個人(挨拶料・用心棒代・口止め料等の不当な利益提供を要求するもの。)
- (3) 前 2 号に該当するものとの間で、資金流用について合理的な疑いがある等、実質的に一体と解される団体(およびその構成員)および個人